

大阪市興行場法施行条例を公布する。

大阪市興行場法施行条例

(趣旨)

第1条 興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設置場所の基準)

第3条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、興行場の設置の場所については、排水を容易に行うことができる場所であることとする。ただし、興行場の床面が不透水性材料(石、コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。)で覆われる等防湿上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。

(興行場全般の構造設備の基準)

第4条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、興行場全般の構造設備については、次のとおりとする。

- (1) 食堂、売店又は食品の自動販売機その他これに類する機械は、便所その他不潔な場所に近接して設置されていないこと
- (2) 喫煙所は、興行場内において全面的に喫煙が禁止されている場合を除き、各階に1箇所以上設けること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (3) 喫煙所の場所は、たばこの煙が観覧場(興行場のうち入場者が興行を見、又は聞くために利用する場所をいう。以下同じ。)に流入しない場所又は流入することを防止するための設備を設けた場所であること
- (4) 喫煙所の床面積は、入場定員に応じ十分な広さを有すること

(観覧場の構造設備の基準)

第5条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、観覧場の構造設備については、次条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 入場者が容易に移動し、着席し、及び出入りすることができるものであること
- (2) 清掃及び消毒が容易にできるものであること
- (3) 十分な広さ及び高さを有すること
- (4) 適当な数及び広さの出入口及び観覧席を備えていること

第6条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、観覧場の機械換気設備については、次の表の左欄に掲げる観覧場の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機械換気設備が設けられていることとする。

区分		機械換気設備	
観覧席が地階にあるもの		第1種換気設備(給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。以下同じ。)	
観覧席が地階にないもの	床面積の合計が400平方メートルを超えるもの		第1種換気設備又は第2種換気設備(給気用送風機及び自然排気口を有する機械換気設備をいう。以下同じ。)
	床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以下のもの		第1種換気設備、第2種換気設備又は第3種換気設備(自然給気口及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。)
	床面積の合計が150平方メートル以下のもの		

2 前項の機械換気設備は、観覧場の空気環境について、次の基準に適合させることができる性能を有するものでなければならない。

- (1) 炭酸ガスの含有率は、100万分の1,500以下であること
- (2) 一酸化炭素の含有率は、100万分の10以下であること
- (3) 浮遊粉じんの量は、空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること
- (4) 気流の速度は、毎秒0.75メートル以下であること

3 第1項の機械換気施設の送風機、風道の要所、給気口、排気口その他重要な部分は、保守点検及び整備を容易に行うことができる構造でなければならない。

(照明設備の基準)

第7条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、興行場の照明設備については、床面から85センチメートルの高さの全ての場所で照度100ルクス以上を保ち得る照明設備が設けられていることとする。

(便所の構造設備の基準)

第8条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、興行場の便所の構造設備については、次のとおりとする。

- (1) 便所の設置場所は、場内であること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (2) 男用及び女用に区別されていること
- (3) 便所の出入口は、観覧場に面しない構造であること
- (4) 換気設備及び手洗設備が設けられていること
- (5) 各階の便所の便器の数の合計は、[次の表](#)の左欄に掲げる観覧場の床面積の区分に応じ、それぞれ[同表](#)の右欄に定める数以上であること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

区分	便器の数
300平方メートル以下	15平方メートルまでごとに1個
300平方メートルを超え600平方メートル以下	20個に300平方メートルを超える床面積20平方メートルまでごとに1個を加えた数
600平方メートルを超え900平方メートル以下	35個に600平方メートルを超える床面積30平方メートルまでごとに1個を加えた数
900平方メートルを超える場合	45個に900平方メートルを超える床面積60平方メートルまでごとに1個を加えた数

- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市規則で定めるもの  
(興行場全般の措置の基準)

第9条 法第3条第2項の措置の基準は、興行場全般については、次のとおりとする。

- (1) 興行場の内部及び周囲を毎日清掃すること
- (2) ねずみ、衛生害虫等の駆除は、市規則で定めるところにより定期的に行い、その実施記録は、2年間保存すること
- (3) 便所は、毎日清掃し、及び市規則で定めるところにより定期的に消毒を行い、その消毒の実施記録は、2年間保存すること
- (4) 清掃用具その他の用具類は、専用の場所に保管し、その場所は、常に清潔を保つこと
- (5) ごみ箱は、汚物、悪臭等が飛散し、又は流出しないように管理すること
- (6) 入場者の用に供する座席等は、常に清潔を保つこと

(観覧場の空気環境の措置の基準)

第10条 法第3条第2項の措置の基準は、観覧場の空気環境については、次のとおりとする。

- (1) [第6条第2項各号](#)に掲げる基準に適合させること
- (2) [第6条第2項各号](#)に規定する空気環境に係る事項の測定は、必要に応じ実施し、その実施記録は、2年間保存すること

(基準の緩和等)

第11条 市長は、野外、仮設、特設又は臨時の興行場については、[第3条](#)から[前条](#)までの基準によることができない場合であって衛生上支障がないと認めるとき及びこれらの基準による必要がないと認めるときは、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(施行の細目)

第12条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

[この条例](#)は、平成25年4月1日から施行する。